

Tax Analysis

中国税務

Authors:

Shanghai**Dr James Zhao**

Partner – PhD Economist

Tel: +86 21 6141 1198

Email: jazhao@deloitte.com.cn

Victor Zhang

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1429

Email: viczhang@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

Transfer Pricing Services**National Leader/Eastern China****Shanghai****Eunice Kuo**

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Deputy National Leader/Northern China**Beijing****Liantang He**

Partner

Tel: +86 10 8520 7666

Email: lhe@deloitte.com.cn

Southern China**Hong Kong****Patrick Cheung**

Partner

Tel: +852 2852 1095

Email: patcheung@deloitte.com.hk

移転価格と“ハイテク企業”資格認定

多国籍企業の中国子会社のマネジメントは往々にして、“ハイテク企業”資格を取得することは望ましいことであると考えている。これは主に、ハイテク企業が企業所得税の優遇税率の適用を受けられることによる。また、各地の政府も、現地における産業のアップグレードに貢献するとのイメージから、当該資格の取得について積極的な態度を示している。

しかし、中国におけるハイテク企業資格の申請は、多国籍企業のグローバルの移転価格政策の実施に影響を与える可能性がある。そのため、中国においてハイテク企業資格を申請すべきか否かを巡って、中国子会社と本社のマネジメントの間で意見の相違が生じることがよくある。

このような矛盾はなぜ生じるのか。企業はどのようにして、ハイテク企業に与えられる税務上の優遇も考慮しつつ、合理的な移転価格政策を策定すればよいのか。本 Tax Analysis では、中国におけるハイテク企業資格の認定条件と移転価格実務の最近の動向に触れながら、上述の問題について検討する。

中国におけるハイテク企業資格の認定条件

中国の企業所得税法において、ハイテク企業は 15%の優遇税率（法定税率は 25%）の適用を受けられると規定されている。旧税法における優遇政策（例えば、“二免三減”）がなくなった今、ハイテク企業に係る優遇は多国籍企業の中国子会社にとって魅力的なものと言える。ただし、ハイテク企業の資格を取得するためには、以下の条件を満たさなければならない。

- 直近 3 年間に自主研究開発または譲受等の方式により、主要製品（サービス）のコア技術に対する自主知的財産権を保有していること。
- 大学専科以上の学歴を有する科学技術者が企業の当年度の従業員総数の 30%以上を占め、そのうち、研究開発者が当年度の従業員総数の 10%以上を占めること。
- 直近 3 会計年度の研究開発費用総額が売上高総額に占める割合が規定の要求に合致していること（例えば、直近 1 年間の売上高が 2 億元以上の企業は、その割合が 3%を下回らないこと）。

中国子会社と本社のマネジメントの意見が異なる理由

ハイテク企業資格の取得に関して中国子会社と本社のマネジメントが異なる意見を持つ理由は、まず財務、税務の管理業務に関わる両者の優先順位と目標が異なることにあると考えられる。中国子会社のマネジメントは、ハイテク企業資格の取得による優遇税率の適用と企業イメージの向上、及び地方政府との良好な関係の構築に関心を持つものに対して、本社のマネジメントは、グループ全体の観点から見た場合の移転価格政策に係る潜在的なリスク、及びグローバルでの実効税率により高い関心を持つであろう。

地方政府が現地企業によるハイテク企業資格の申請を奨励する傾向にある一つの大きな理由は、管轄地域におけるハイテク企業の数、その地域の経済発展の程度を示す指標の一つとみなされるからである。また、現地における事業活動に関わる各種の行政認可に関して地方政府は大きな役割を果たすため、中国子会社のマネジメントは地方政府との良好な関係を保ちたいと考え、ハイテク企業資格を申請する場合もあるだろう。

さらに、企業はハイテク企業資格を取得することにより、顧客やその他の利害関係者の間で先進的な技術を有する優良な企業であるというイメージを打ち立てることもできる。

ただし、ハイテク企業の資格（特に中国子会社がコア技術に対する自主知的財産権を保有するという要件）は、多国籍企業グループのグローバルな事業活動における中国子会社の位置付けに影響を与える可能性もある。

下表は、中国子会社と本社のマネジメントが関心を持つ事項の差異をまとめたものである。

	中国子会社のマネジメント	本社のマネジメント
現地政府との良好な関係	高い関心を有する	関心度は中国子会社より低い
企業イメージ	高い関心を有する	関心度は中国子会社より低い
企業所得税の優遇税率	高い関心を有する	中国子会社の適用税率はグローバルの実効税率に影響を与える要因の一つにすぎない
グループの移転価格政策	関心度は本社より低い	高い関心を有する

ハイテク企業資格を取得することによるベネフィットを考慮して、中国子会社のマネジメントはしばしば、必要とされる組織の変更や資料の作成を行い、ハイテク企業資格の申請をしようとする。しかし、実務上はハイテク企業資格の認定基準が明確ではなく、認定基準に対する理解や運用が曖昧な可能性もある。

「コア技術に対する自主知的財産権の保有」を例にとると、以下のとおりである。

- 国科発火[2008]362号の通達では、コア技術に対する自主知的財産権について、これには発明、実用新案、及び製品の図案と形状に対する単純な変更ではない外観設計、ソフトウェア著作権、IC設計特許権、植物新品種を含むと規定している。
- 上述の内容から見て、技術ノウハウ及びその他の登録の対象とはならない知的財産権は、ハイテク企業資格の審査において、コア技術に対する自主知的財産権とはみなされないが、企業の「科学技術成果の転化能力」を評価する際には有効なものともみなされる可能性がある。
- ハイテク企業資格の申請が成功する確率を引き上げるために、中国子会社のマネジメントは、自社の保有する知的財産権がグループ全体の観点からはコア技術に該当しない場合であっても、ハイテク企業資格の申請書類においては、それを「コア」な技術として説明する傾向がある。例えば、現地で特許の対象となり得る製造プロセス技術は、ハイテク企業資格の申請においてはコア技術に対する自主知的財産権とみなされる可能性があるが、グローバルの観点から見れば、当該技術の価値はグループが保有する基礎技術にも遠く及ばないかもしれない。

コア技術に対する自主知的財産権のほか、ハイテク企業のその他の認定基準（例えば、要件を満たす従業員の人数、研究開発プロジェクト、研究開発費用の構成、ハイテク製品（サービス）に関する収入の計算等）に関しても、異なる理解が存在する可能性がある。

ハイテク企業資格の認定基準の曖昧性、及び政府機関による審査時の判断の主観性により、企業はある知的財産権をもってハイテク企業資格の認定を受けられる可能性がある。しかし、グループ全体の移転価格の観点からは、当該企業は重要な無形資産を保有しないものと位置付けられているかもしれない。その場合、グローバルの移転価格政策に基づき、当該企業はルーティン利益のみを得られることになる。その利益水準は通常、ルーティンでない無形資産を保有しない企業を比較対象企業として、取引単位営業利益法（TNMM）により算定される。

しかしながら、中国の税務機関がハイテク企業における移転価格上のコンプライアンスを審査する際には（このような審査は、ハイテク企業資格の取得後に行われる可能性がある¹）、グループ全体の移転価格の観点からの当該企業の位置付けとハイテク企業の資格に対して疑問を持つ可能性がある。

OECDの移転価格ガイドラインによれば、TNMMは検証対象企業が関連者間取引において相対的に簡単な機能しか担わず、ルーティンでない利益への貢献がない場合にのみ適用される²。知的財産権の価値の評価は難しく、同じような知的財産権を保有する理想的な比較対象企業を見つけることも困難なため、TNMMは通常、ルーティンの機能とリスクに見合う利益水準の算定に用いられ、ユニークな知的財産権の保有に見合う利益の算定に用いることはできない。

¹ 中国の税務機関は、関連者間取引が発生した納税年度から10年間以内に移転価格調査と調整を行う権限を有する。

² 『OECD 多国籍企業と税務機関のための移転価格ガイドライン』（2010年版）2.4及び2.59を参照。

OECDの移転価格ガイドラインと同じように、中国の移転価格法規においても、移転価格算定方法を使用する際には、企業が関連者間取引において担う機能とリスク及び使用する資産を考慮すべきとしている。国家税務総局は近年の租税回避防止業務に関する年度報告において、知的財産権は重点的な研究分野の一つであると明言している。また、『国連による発展途上国のための移転価格マニュアル』においても、国家税務総局は「中国における事業運営を通じて得た技術と経験は、多国籍企業が元々保有する無形資産の改良に貢献する可能性がある」と指摘している³。実務上、現地の税務機関は往々にして、ハイテク企業はハイテク企業としての優遇を受ける代わりに、通常よりも高い利益を得るべきであると考えている。

国家税務総局の税務官が、税務機関はハイテク企業資格を取得した企業に着目し、関連者間取引に係るコストプラス方式の価格決定政策の合理性を審査すると述べたこともある。我々が把握している限りでも、ハイテク企業による国外関連者への使用料の支払について、現地の税務機関が疑問を持ったケースがある。そのようなケースでは、ハイテク企業は自らコア技術を有しているため、関連者に技術使用料を支払うべきではないのではないかということが議論となる。

一方で、本社のマネジメントとしては、グループの移転価格政策がグローバルにおいて一貫性をもって運用されるようにしなければならない。そのため、中国子会社がコア技術を保有していると認定された場合、本社はそのことがグローバルのビジネスモデルに与える影響を考慮することが必要となるかもしれない。本社が子会社における機能及びリスクの位置付けの変更及びそのことによる潜在的な影響を懸念することは容易に理解できる。ハイテク企業資格の申請に係る曖昧性、及びその申請がもたらす税務事項に係る不確定性を考慮し、本社のマネジメントは中国子会社がハイテク企業資格の申請をすることを望まない可能性があるが、本社の懸念を中国子会社のマネジメントが十分に理解するとは限らない。

合理的な移転価格政策の策定とハイテク企業としての優遇の享受

原則として、多国籍企業は実際の状況と十分な機能及びリスク分析に基づき移転価格政策を策定しなければならない。知的財産権の経済的所有権が中国子会社にあるか否かを判断する際には、グループのコア技術の研究開発に対する中国子会社の貢献が証拠または分析によって裏付けられるか否かということに特に留意する必要がある。納税者は、ハイテク企業に与えられる税務上の優遇と潜在的な移転価格リスクの双方を考慮しなければならない。

中国子会社が実際にグループのコア技術の研究開発に貢献した場合、多国籍企業は中国子会社がその貢献に対する合理的なリターンを得られるような移転価格政策の採用について検討しなければならない。同時に、税務上の優遇を受けるために中国子会社がハイテク企業資格の申請をするか否かについても検討することができる。この場合、ハイテク企業資格を取得するか否かにかかわらず、中国子会社はTNMMに基づき算定したルーティンの利益率よりも高い利益率を要求される可能性がある。当然、中国子会社が無形資産の形成に貢献したと説明すれば、税務機関はその利益率の水準により高い関心を持つようになると考えられるため、ハイテク企業資格の申請書類を含む関連の書類（これらの書類においては、現地における研究開発活動と無形資産の重要性及び役割を誇張しないようにしなければならない）、及びグループの移転価格政策との調和について、慎重なレビューを行うことが必要になる。

中国子会社の関与する研究開発活動がグループのコア技術の研究開発活動の一環ではない場合、ハイテク企業資格の認定条件に曖昧性が存在する中で、ハイテク企業資格を取得できる可能性がどの程度であっても、企業がその申請をする前に潜在的な移転価格リスクを慎重に評価することを推奨する。中国子会社がハイテク企業資格を取得すると同時に、グループ内における機能及びリスク上の位置付けに関する矛盾を回避できる可能性もないとは言えないが、グループ全体の移転価格リスクを低減するために、企業は特別な注意を払う必要がある。

本 Tax Analysis の内容は、デロイトの移転価格サービスに関わるものです。

³ 『国連による発展途上国のための移転価格マニュアル』 10.2（中国）を参照

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : keving@deloitte.com.cn

香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

展佩佩

パートナー

TEL : +86 755 8246 3255

FAX : +86 755 8246 3186

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

重慶

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

濟南

蔣曉華

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

蘇州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +853 2871 2998

FAX : +853 2871 3033

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

展佩佩

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilul@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

展佩佩

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

リーダーパートナー

許徳仁

パートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張博

パートナー

TEL : +86 10 8520 7511

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : juliezhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国焯

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

華南区 (内陸/マカオ)

張文傑

ディレクター

TEL : +86 20 2831 1369

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : gercheung@deloitte.com.cn

華東区

朱正萃

ディレクター

TEL : +86 21 6141 1262

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : kzhu@deloitte.com.cn

日系企業担当者

上海

大久保 孝一

パートナー

TEL : +86 21 6141 2128

FAX : +86 21 6335 0177

E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙

ディレクター

TEL : +86 21 6141 1703

FAX : +86 21 6335 0177

E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規

シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1701

FAX : +86 21 6335 0177

E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛

マネジャー

TEL : +86 22 2320 6820

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司

シニアマネジャー

TEL : +86 755 3331 8116

FAX : +86 755 8246 3186

E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一

パートナー

TEL : +86 21 6141 1368

FAX : +86 21 6335 0199

E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

植木 拓磨

シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1711

FAX : +86 21 6335 0177

E-mail : taueki@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介

マネジャー

TEL : + 86 512 6289 1298

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴

シニアマネジャー

TEL : +86 22 2320 6612

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行

パートナー

TEL : +852 2852 6592

FAX : +852 2542 4597

E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

川島 智之

シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1437

FAX : +86 21 6335 0199

E-mail : tkawashima@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇

シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1702

FAX : +86 21 6335 0177

E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志

パートナー

TEL : +86 10 8520 7310

FAX : +86 10 8518 1218

E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

滝野 恭司

シニアマネジャー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0575

E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗

シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6545

FAX : +852 2542 4597

Email: ssugihara@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte (“デロイト”)は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びその1社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。**Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界150カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの182,000名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて21都市に13,500名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、**Deloitte Touche Tohmatsu**、**Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited** 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。**Deloitte Touche Tohmatsu** も **Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited** も **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** のメンバーファームです。

デロイトは最初1917年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約3分の1に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**, **Deloitte Global Services Limited**, **Deloitte Global Services Holdings Limited**, **the Deloitte Touche Tohmatsu Verein**, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”)の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。

©2014 徳勤華永会計事務所(スペシャルジェネラルパートナーシップ)